

# 議会映像の貸し出しについて

## ◎議会中継映像の貸し出し

地域イントラネット、ユーストリーム（インターネット放送）で生中継した映像を記憶媒体に保存し、無料で貸し出します。

## ◎目的

現在、本会議の生中継を地域イントラネット、ユーストリームで行っています。しかし、地域イントラネットは特定の場所でしか見ることができず、ユーストリームはインターネットの通信速度が遅い地域ではスムーズに視聴することができません。

そこで、傍聴に来庁されるのが難しい方、録画映像を見たい方など、幅広い方々に議会の様子をご覧いただき、庄原市議会に対する理解と関心を深めてもらうために、議会映像の貸し出しを実施しています。

## ◎利用者の範囲

庄原市に在住、在勤、または在学する方  
その他議長が適当と認める方

## ◎貸出期間

原則、貸出期間は2週間以内とします。  
返却予定日が休日にあたる場合は、その翌日にご返却ください。

## ◎記憶媒体と貸出枚数

記憶媒体はCD-Rで、一度に貸し出し可能な枚数は3枚までです。  
CD-R 3枚に保存できる映像が限度です。

## ◎貸出手続き

1. 電話等で希望の映像が貸し出しできることを確認の上、貸出申込書を記入し、議会事務局、または各支所へ提出してください。
2. 貸出方法は、①議会事務局や各支所での手渡し、②宅配便など（着払い）で送付、のいずれかとなります。
3. 返却方法は、①議会事務局や各支所へ直接返却、②宅配便など（元払い）で返

却、のいずれかをお願いします。なお、②の方法で返却される場合は、返却日までに到着するようお送りください。

4. 予約も受け付けますので、お早めにお申しいただきましたらご準備します。

### ◎使用条件

1. 当該記憶媒体の複製、映像の編集や削除、その他の改変を加えないでください。  
また、庄原市議会の威厳を損なう使用はご遠慮願います。
2. 上映会への参加のための料金徴収や商品の広告、サービス提供、販売など、商業目的で使用することはできません。
3. 上映にあたって、上映告知ポスター、チラシ等を作成する場合、庄原市議会事務局提供である旨の記載をお願いします。

### ◎違反行為に対する措置

使用条件に違反する申請、または使用が確認された場合は、直ちに貸し出しを中止し、以後当該者に対する貸し出しを認めません。

### ◎損害賠償

貸し出しを受けた記憶媒体を紛失、破損、または著しく汚損したときは、当該記憶媒体と同程度の機能を有する未使用の媒体、または相当額の代価をもって賠償していただきます。

### ◎実施日

平成 20 年 11 月 1 日から